



第4章 計画の推進

1. 施策の柱

基本目標を実現していくため、「教育の支援」「生活の支援」「就労の支援」「経済的支援」「包括的支援」の5つの柱を設定し、計画を推進します。

この柱は、「上尾市子どもの生活実態調査」における回答及びその分析結果を基に、課題を抽出したものです。

1 教育の支援

- (1) 幼児期の教育
- (2) 学校教育における学力の保障
- (3) 自立する力の育成、多様な体験活動の充実

2 生活の支援

- (1) 子どもの生活支援
- (2) 困難を抱える世帯への支援
- (3) ひとり親世帯に対する支援
- (4) 子どもの居場所支援

3 就労の支援

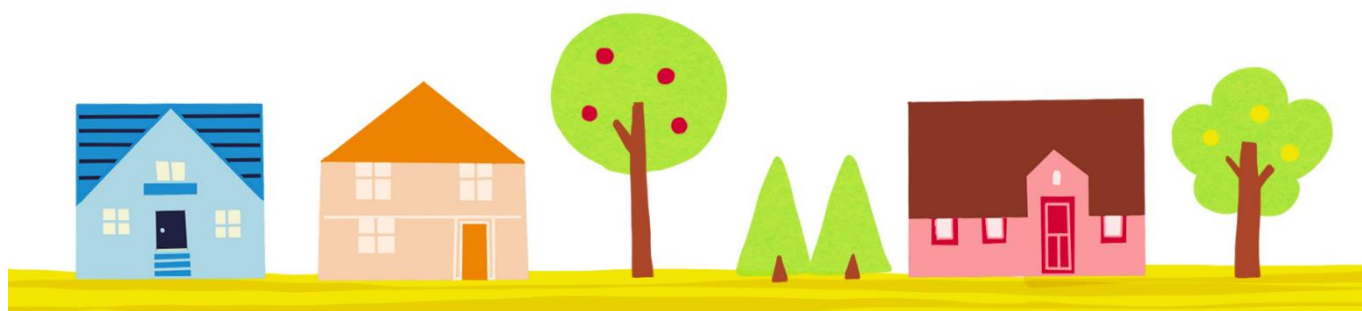
- (1) 保護者の就労支援
- (2) 保育の保障
- (3) 多様な就労形態に合った子育て支援

4 経済的支援

- (1) 子育て世帯への支援
- (2) 困難を抱える世帯への支援
- (3) ひとり親世帯に対する支援
- (4) 進学支援・就学支援

5 包括的支援

- (1) 妊娠期から切れ目のない支援の充実
- (2) 地域における子育て支援
- (3) 地域における学習機会の創出



2. 子どもの貧困対策の具体的な施策と指標

(1) 教育の支援

年齢や発達に合わせた質の高い教育は、子どもの健やかな育ちや自立する力の育成に繋がるのみならず、世代間における貧困の連鎖を解消する一助となることが期待されます。生活実態調査では、学校の授業の理解度について、生活困難層ほど『わからない』割合が高くなっており、経済状況と授業の理解度に相関関係があることが分かりました。以上のことを踏まえ、家庭環境や経済状況に影響されることなく、意欲のあるすべての子どもが安心して質の高い教育を受けることができるよう、教育環境の整備・充実や学びの連続性の確保に努めることが求められます。また、子どもの社会性や豊かな心を育むためには、学力を保障する取組だけでなく、社会的・文化的な体験をすることも重要であることから、多様な体験活動の支援を行います。

指 標	現 状 (作成時点)	目 標 (令和6年度)	担 当
幼・保・小連絡協議会の開催校数 【内容の充実】	22校 (令和3年度)	22校	指導課
生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率	93% (令和2年度)	99.6%	生活支援課
子どもの高等学校等進学率	99.6% (令和3年5月1日)	99.6%	指導課
日本語指導職員による児童・生徒対応率【内容の充実】	100% (令和3年度)	100%	学務課



① 幼児期の教育

幼児期は、基本的な身体機能や運動機能が発達するとともに、自我や主体性が芽生える大切な時期であり、徐々に人間関係を広げ、その関わりを通じて社会性を身に付けていくなど、基本的な生きる力を獲得する段階にあります。この時期の幼児教育・保育のニーズは高く、家庭ではできない集団生活を通じて様々な学びの機会を得ることができます。子どもの発育や学びの連続性の確保を支援することが重要となります。

	事業名	内容	担当
1	保育における幼児教育の推進	保育指針に則り、養護及び教育を一体的に提供できるよう様々な活動を通して子どもの発達を支援していきます。	保育課
2	保育の質の向上	各種研修等を通して、知識や技術を高め、保育の質の向上を図ります。	保育課
3	小学校への円滑な接続	幼保小連携を推進するため小学校体験の場を提供します。	指導課 保育課
4	幼・保・小連携合同研修会の推進	市内の幼稚園、保育所（園）、小学校等の職員で幼・保・小連携合同研修会を実施し、互いの取組について学ぶ機会を設け、幼・保・小連携の推進に取り組みます。合同研修会での研修内容を生かし、幼・保・小連絡協議会の内容充実を図ります。	指導課



② 学校教育における学力の保障

家庭環境や経済状況に影響されることなく、子どもの教育機会が保障されるよう、学習に意欲的に取り組める環境づくりを推進します。また、小学校から中学校への円滑な接続を行えるよう、小・中学校が必要な情報を共有し、連携した教育活動を行います。

	事業名	内容	担当
1	学習指導要領の確実な実施	各教科等で育成すべき資質・能力を明確にして、児童生徒一人ひとりが「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱をバランスよく身に付けられるよう、努めます。	指導課
2	学力向上プランの作成	国や県及び市の学力調査結果などにより、各学校が自校の児童生徒の学力や学習の状況を把握し、学校の学力向上のための具体的な計画を作成することにより、課題改善に努めます。	指導課
3	個に応じたきめ細やかな学習指導の展開	少人数指導、チームティーチング、習熟度別指導や補足的指導を実施します。	指導課
4	ひとり親家庭・生活困窮者等学習支援事業	生活保護世帯・生活困窮世帯・ひとり親家庭の該当学年の児童生徒に対して学習支援、訪問支援を実施します。	子ども支援課 生活支援課
5	日本語指導職員派遣事業	日本語ができない児童生徒に対し、日本語習得の指導や支援を行うため、在籍する小・中学校に指導職員を配置します。また、指導職員のレベルの均一化を図るため、研修等を実施します。	学務課



③ 自立する力の育成、多様な体験活動の充実

経済的な状況に関わらず、子どもたちが様々な体験活動を通して、社会性や自立能力を高めるための取組を実施します。また、多様な交流機会を創出することにより、豊かな人間関係の中から社会性を身に付けられるような取組を推進します。

	事業名	内 容	担 当
1	中学生社会体験チャレンジ事業	地域の中での様々な体験活動や多くの人との触れ合いを通して、社会性や自立心などを養い、たくましく生きる力を身に付ける事業を実施します。	指導課
2	ボランティア・福祉教育の充実	ボランティア活動や福祉体験への参加を促すための啓発活動を行うとともに、学校や地域の実態に即したボランティア活動や福祉体験を充実します。	指導課
3	外部指導者の活用	様々な教育活動において、積極的に外部指導者の活用を図り、体験活動を推進します。	指導課
4	土曜日の教育支援事業	公民館講座事業の一環として、土・日・祝日、学校の長期休業期間等において、主に小・中学生を対象に講座を実施します。	生涯学習課



(2) 生活の支援

生活実態調査では、生活困難層ほど子どもの睡眠不足や朝食等の欠食等、生活習慣に課題がある傾向が出ており、食育をはじめとした生活習慣を身に付ける等、健やかな成長を支えることが必要です。また、貧困の連鎖を断ち切るために、夢や進学希望を叶えることができるよう切れ目のない支援を行うとともに、ライフステージの各段階での適切な支援を行います。

指 標	現 状 (作成時点)	目 標 (令和6年度)	担 当
食育の推進（朝食を必ず食べる割合）	【小】 93.3% 【中】 89.9% (令和3年11月1日)	【小】 96.0% 【中】 94.0%	指導課 学校保健課
ヤングケアラー実態調査の実施【新規】	未実施 (令和3年度)	実施	子ども家庭総合支援センター
スクールソーシャルワーカーによる対応率	95% (令和2年度)	100%	教育センター
若者相談における若者本人が相談した割合	50.8% (令和2年度)	64%	子ども家庭総合支援センター
子ども食堂の数【新規】	8 (令和3年度)	10	子ども支援課



① 子どもの生活支援

子どもたちを取り巻く社会環境の変化等に伴い、偏った栄養摂取、朝食欠食等の食生活の乱れや睡眠不足に起因する健康問題が懸念されています。また、ヤングケアラーの存在や問題を抱える児童及び生徒への支援が求められています。これらの課題を把握するため、子ども・子育て支援に関する調査等を行い、子どもの生活実態を把握して効果測定するよう努めます。

◎は新規事業

	事業名	内 容	担 当
1	食育の推進	「早寝・早起き・朝ごはん運動」を実施し、規則正しい生活習慣を推進します。	学校保健課
2	フッ化物洗口	フッ化物洗口を実施することにより、児童及び生徒のむし歯予防や口腔保健の推進を図ります。また、フッ化物洗口に児童生徒を主体的に参加させることにより「自分の歯は自分で守る」という意識と共に、健康づくりの習慣の定着を図ります。	学校保健課
3 ◎	ヤングケアラー実態調査の実施	ヤングケアラーの実態調査を行い、実態の把握に努めます。	子ども家庭総合支援センター
4	子ども・子育て支援に関する調査の実施【拡充】	「第3期上尾市子ども・子育て支援事業計画」に向けて、子ども・子育て支援に係る調査を行い、効果測定を行います。	子ども支援課
5	スクールソーシャルワーカーの各小中学校への対応	課題を抱えた児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、児童生徒の悩みや抱えている課題の解決に向けて支援します。	教育センター
6	さわやか相談員の各小中学校への対応	いじめ、不登校等の課題に対応し、児童生徒の相談及び支援を行うことにより、課題の解決等を目指します。	教育センター



② 困難を抱える世帯への支援

社会生活を送るうえで困難を有する世帯に対し、自立に向けた生活の基盤を支えるための支援を行います。生活困窮者自立相談支援事業の支援員等による各種支援に適切に繋げる体制の充実を図ります。

	事業名	内 容	担 当
1	生活困窮者自立支援制度 (自立相談支援事業)	生活の困りごとや不安の相談を受け、相談内容に応じて、どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、相談者に寄り添いながら自立に向けた支援を行います。	生活支援課
2	子ども・若者相談事業	主に15歳から39歳までを対象とした子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行います。	子ども家庭総合支援センター
3	子ども・若者自立支援事業	ひきこもり・不登校など困難を有する子ども・若者のための居場所を設置し、その個人の状況に合わせた自立支援プログラムや相談のためのアウトリーチなどの支援を行います。	子ども家庭総合支援センター



③ ひとり親世帯に対する支援

ひとり親世帯の相談事業と生活困窮者自立相談支援事業の支援員等との連携などにより、各種支援に適切に繋げる体制の充実を図ります。ひとり親世帯が抱える様々な問題や個別のニーズに対応するための相談窓口の体制を整えます。また、ひとり親世帯の親の学びなおしの支援を行います。

◎は新規事業

	事業名	内容	担当
1	ひとり親世帯へのワンストップ相談窓口	ひとり親家庭等の生活や就職、子どもの養育などさまざまな困りごとの相談に応じるため、相談支援体制を充実します。必要な支援の充実を図るほか、インテーク（初回受理）については全職員が行えるように研修を行います。より幅広い内容の相談に応じられるよう研鑽を深め、関係機関との連携を図ります。	子ども家庭総合支援センター
2	母子・父子等自立支援プログラム策定 ◎	自立支援プログラム策定員を配置し、児童扶養手当受給者等に対し、個別に面接を実施し、本人の生活状況、就業への意欲、資格取得への取組等について状況把握を行い、個々のケースに応じた支援メニューを組み合わせた自立支援プログラムを策定します。さらにプログラムに沿った支援状況をフォローするとともに、プログラム策定により自立した後も、生活状況や再支援の必要性を確認するためアフターケアを実施し、自立した状況を継続できるよう支援を行います。	子ども支援課
3	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金	高等学校を卒業していない（中退を含む）ひとり親家庭の親または子どもがより安定した就労ができるよう、高卒認定試験の合格支援事業を行っています。	子ども支援課
4	母子生活支援施設入所委託事業	子どもを健やかに育成するため、社会的養護の様々な担い手と連携し、必要とする子どもと家庭に対し、適切な支援を行います。	子ども家庭総合支援センター



④ 子どもの居場所支援

生活保護世帯をはじめとする生活に困窮する家庭や、ひとり親家庭の子どもを対象とした子どもの学習・生活支援事業を行い、学習支援や進路相談、子どもや保護者の生活支援や環境改善につながる支援を行います。地域と連携し、学習支援や子ども食堂など学校や家庭以外での子どもの居場所作りを充実させ、信頼できる大人との出会いの場となるよう多様な住民の参画を促します。

◎は新規事業

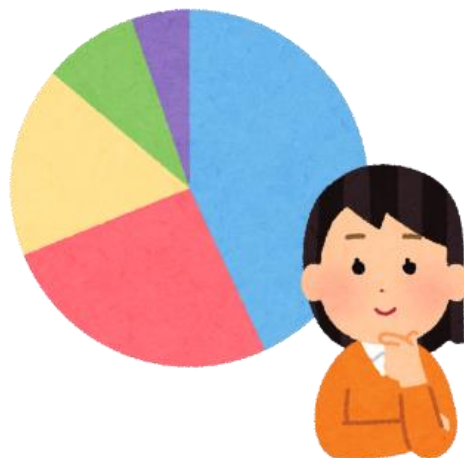
	事業名	内 容	担 当
1 ◎	子どもの居場所づくり 応援事業	学校や家庭以外での子どもの居場所を増やすための取り組みを推進します。また、子どもの居場所づくりに取り組む団体を支援します。	子ども支援課
2	放課後子供教室	地域の大人の参画を得て、様々な学習や体験等の取り組みを実施し、子どもの安全・安心な居場所を確保します。	生涯学習課
3	子ども若者自立支援事業 「ルームここから」	人とのつながり、何かをするきっかけがないと感じている若者が、異なる体験を持つ人々と出会い、その関わりを通して自分らしい生き方を一緒に探していけるよう支援します。	子ども家庭総合支援センター
4	ひとり親家庭・生活困窮者等学習支援事業 (再掲)	生活保護世帯・生活困窮世帯・ひとり親家庭の該当学年の児童生徒に対して学習支援、訪問支援を実施します。	子ども支援課 生活支援課



(3) 就労の支援

生活困難層で就労や仕事と家庭の両立に関する悩みを抱える保護者が多いことを受け、就労支援や多様な就労に対応した保育、企業への働きやすい環境づくりの推進について取り組む必要があります。

指 標	現 状 (作成時点)	目 標 (令和6年度)	担 当
児童扶養手当受給者の就労率	82% (令和3年度)	85%	子ども支援課
放課後児童クラブ(学童保育所)の設置数	40か所 (令和3年度)	41か所	青少年課
一時預かり保育所の設置数	16か所 (令和3年度)	16か所	保育課
病児・病後児保育所の設置数	4か所 (令和3年度)	4か所	保育課
ファミリー・サポート・センター会員数	810人 (令和2年度)	820人	子ども支援課



① 保護者の就労支援

保護者の就労と暮らしの安定に向け、就労に関する情報提供・相談体制を充実するとともに、関係機関との連携を強化し、就労意欲のある人が働き場所を見つけやすい環境づくりに努めます。

	事業名	内 容	担 当
1	就労支援事業	ひとり親家庭の方を対象として、県担当課の就業支援専門員を相談員に招き、就職・転職についての個別相談を実施します。	埼玉県東部中央福祉事務所 子ども支援課
2	就労自立促進事業等	生活保護世帯の方、生活困窮世帯の方、ひとり親家庭の方を対象として、ハローワークの専任の支援員が就労に関する相談、希望条件に合った求人や職業訓練の紹介をし、就職・転職のサポートを実施します。	ハローワーク大宮 子ども支援課 生活支援課
3	多様な働き方実践企業認定制度の推進	埼玉県が実施している「多様な働き方実践企業認定制度」を推進し、ひとり親家庭の方を含めた様々な人々が働きやすい企業を支援することで、就労機会の確保や働きやすい環境づくりに努めます。	商工課

② 保育の保障

保護者が安心して就労するためには、子どもを預けられる環境の整備が必要です。家庭の状況に関わらず、必要とするすべての子どもに質の高い保育を提供することにより、子どもが健やかに育ち、自立した個人として成長できるよう、たくましく生き抜く力を育みます。

	事業名	内 容	担 当
1	保育所（園）や認定こども園の整備、拡充	保育ニーズに対応し、必要に応じ保育所（園）や認定こども園の整備、拡充を図ります。	保育課
2	放課後児童健全育成事業	学童保育所において、保護者が労働等により日中不在となる家庭の小学校児童に対して、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図ります。	青少年課



③ 多様な就労形態に合った子育て支援

子育て支援を必要とするすべての人が、必要な時にいつでも、必要なサービスを自ら選択し、適正な負担で、安心して利用できるように整備します。

	事業名	内 容	担 当
1	一時預かり事業	保護者の仕事の都合で週1日から3日程度の保育が一定の期間継続して必要な場合や、入院、通院、災害、事故、出産などの事情で、家庭での保育が一時的に困難な場合に、保育所（園）で日中お預かりして保育を行います。	保育課
2	延長保育事業	保育所（園）、認定こども園、小規模保育事業所において、標準時間を超えて保育する場合や、短時間保育設定のみの家庭的保育事業や短時間保育利用の方が、その前後において、保育を利用できるように整備します。	保育課
3	病児・病後児保育事業	病気にかかっている、または病気の回復期にある子どもで、集団保育が困難な場合、かかりつけの医師の指示のもと、適切な処遇が確保される施設で、一人ひとりの体調に合わせて一時的に預かります。	保育課
4	ファミリー・サポート・センター事業	利用者・提供者が共に会員登録をして、マッチングを行います。マッチング完了後、提供者が保育園などのお迎えや習い事への送迎、児童の一時預かり等を行います。	子ども支援課



(4) 経済的支援

世帯の経済状況が子どもの生活に影響を及ぼしており、児童手当や医療費の給付、幼児教育・保育無償化などの経済支援を通じて、生活の基盤を確保することで子どもの生活を支援します。

生活実態調査では、生活状況に関わらず、子どもが無料で勉強を教えてもらえる場所のニーズは高くなっていますが、生活困難層ほど学習の遅れや習い事・塾に通わせることができない家庭が多く、教育費への不安が大きく挙げられています。子どもの進学希望が経済的な理由により断たれることがないよう支援していくことが必要です。

指 標	現 状 (作成時点)	目 標 (令和6年度)	担 当
児童扶養手当受給者のうち、 養育費を受け取っている世帯 の率	25% (令和3年度)	30%	子ども支援課
生活保護世帯の中学3年生の 学習支援事業利用率	43% (令和2年度)	60%	生活支援課
生活保護世帯に対する実費徴 収(特定教育・保育施設等) に係る補足給付事業支給率 【支給率の維持】	100% (令和2年度)	100%	保育課



① 子育て世帯への支援

中学校修了前までの子どもに対し、児童手当の支給や病気やケガなどでかかった医療費の一部負担金の助成を行うことで、子育てをしている家庭の経済的な支援を行います。また、幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳から5歳児クラスの子どもたちなどの利用料を無料にするなど、子育て家庭の経済負担の軽減を行います。

	事業名	内 容	担 当
1	児童手当の支給事業	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として中学校修了前までの子どもに手当を支給します。	子ども支援課
2	こども医療費の支給事業	子育て世帯の経済的負担を軽減するため、子ども（中学校修了前まで）が病気やケガなどにより医療機関を受診した場合の医療費の一部負担金を助成します。	子ども支援課
3	幼児教育・保育無償化	幼稚園、保育所（園）、認定こども園などを利用する3歳から5歳児クラスの子ども、住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスまでの子どもの利用料を無償化します。	保育課
4	多子世帯の保育料等の負担軽減	幼稚園、保育所（園）、認定こども園に子どもが3人以上通っている世帯の保育料や副食費を軽減します。	保育課
5	実費徴収に係る補足給付を行う事業	特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用及び行事への参加に要する費用について、一部又は全額を助成します。	保育課



② 困難を抱える世帯への支援

保護者の健康状態や就労状況にかかわらず、世帯の日々の生活を安定させる観点から、重要です。生活に困難を抱える世帯に対し、関係機関が情報共有及び連携を行うなど、必要な世帯に支援を届ける体制が必要です。

	事業名	内容	担当
1	生活困窮者自立支援制度 (1) 自立相談支援事業 (再掲)	生活の困りごとや不安の相談を受け付けます。相談内容に応じて、どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、相談者に寄り添いながら自立に向けた支援を行います。	生活支援課
2	生活困窮者自立支援制度 (2) 住居確保給付金の支給	離職などにより住居を失った方、または失うおそれのある方に対して、就職に向けた活動することなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。	生活支援課
3	生活保護制度	資産や能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する方に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長します。	生活支援課
4	水道料金・下水道使用料の減免	生活保護を受給している水道・下水道の使用者または、同一世帯に同手当を受給している方がいる使用者に対し、水道料金・下水道料金の基本料金を減免します。	上下水道部業務課



③ ひとり親世帯に対する支援

ひとり親世帯に対し、手当等の支給を行います。貧困の状況にある家庭やその子どもの一部には必要な支援の制度を知らない、手続きが分からないなどの課題があります。制度の周知を適切に行い、必要な支援が必要な家庭に届くよう支援を行います。

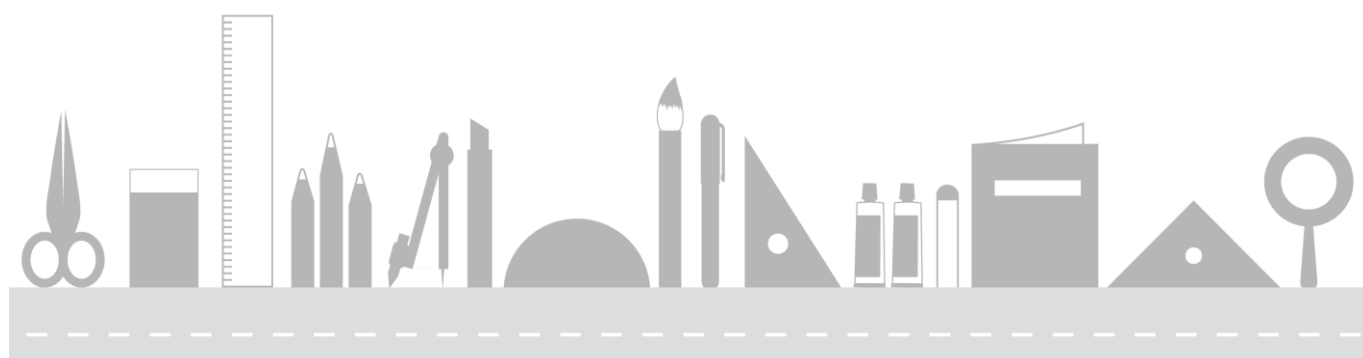
	事業名	内 容	担 当
1	児童扶養手当の支給	ひとり親家庭など、さまざまな理由から父又は母と生計を別にしている子どもを育成している家庭の生活の安定と自立を助けるための手当を支給します。また、養育費の確保を推進するための情報提供を行います。	子ども支援課
2	ひとり親家庭等医療費支給事業	医療費支給制度の周知を行い、ひとり親家庭の子どもと保護者及び両親のいない子どもと養育者に医療費の一部を支給することにより、ひとり親家庭の経済的支援を行います。	子ども支援課
3	ひとり親家庭等自立支援給付金支給事業【拡充】	ひとり親家庭の雇用安定及び就業の促進を図るため、教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金等を支給します。自立促進を図るため、ひとり親家庭の経済的基盤の確立に向けた支援を進めていきます。	子ども支援課
4	母子父子寡婦福祉資金の貸付	ひとり親家庭の保護者の経済的自立や、扶養している子どものために必要な資金を貸し付ける埼玉県制度です。	埼玉県東部中央福祉事務所 子ども支援課
5	交通遺児手当支給事業	義務教育修了前の子どもの両親またはそのどちらかが、交通事故によって死亡または重度の障害を負った場合に、その子どもを養育している保護者に手当を支給します。	子ども支援課
6	水道料金・下水道使用料の減免	児童扶養手当を受給している水道・下水道の利用者または、同一世帯に同手当を受給している方がいる利用者に対し、水道料金・下水道料金の基本料金を減免します。	上下水道部業務課



④ 進学支援・就学支援

子どもたちが貧困の連鎖を断ち切り、自分自身の夢や希望を叶えるための教育を受ける必要があります。すべての意思ある子どもたちが、必要な教育を受けることができるための支援を行います。

	事業名	内 容	担 当
1	ひとり親家庭・生活困窮者等学習支援事業 (再掲)	生活保護世帯・生活困窮世帯・ひとり親家庭の該当学年の児童生徒に対して学習支援、訪問支援を実施します。	子ども支援課・生活支援課
2	小・中学校就学援助費補助事業	経済的理由によって就学困難と認められる市内小・中学校在籍児童生徒の保護者に、就学に必要な経費の一部を援助します。	学務課
3	要保護児童生徒医療費援助事業	要保護者及び要保護者に準ずる程度に困窮している市内小・中学校在籍児童生徒の保護者に対し感染性又は学習に支障を生ずるおそれのある疾病の治療に要する医療費を援助します。	学校保健課
4	学校給食費支援事業(準要保護児童生徒給食費援助制度)	教育委員会が要保護に準じて生活に困窮していると認めた、市内小・中学校在籍児童生徒の保護者に対し、学校給食費の援助を行います。	学校保健課
5	学校給食費支援事業(学校給食費の多子世帯への補助制度)	多子世帯に対する経済的負担を軽減し、子育て環境の更なる充実を図るため、児童生徒を養育する保護者に対し、3人目以降の児童生徒の学校給食費を補助します。	学校保健課



(5) 包括的支援

生活実態調査では、生活困難層ほど多岐にわたる悩みや不安を抱えており、精神的不安を感じる割合が多いことが分かりました。生活困難層に多いひとり親世帯では、仕事と家事負担がひとりの保護者に集中することから、保護者にかかる身体的、精神的な負担が大きく、子どもとの時間が十分にとれない等の影響が考えられます。こうした複合的な問題を抱える保護者に対し、相談しやすい体制づくりを行うことが求められます。特に、就学前児童保護者の生活困難層で、精神的不安や生活が苦しいと感じている割合が高いことから、母子健康手帳の交付時や各種の訪問指導、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）等の機会を捉え、生活困難に陥りやすい傾向のある保護者の早期の把握を行うとともに、本人の希望を尊重しながら、必要な支援制度や専門相談へつなげ、継続的に支援していくことが重要です。

また、ヒアリング調査において、支援者同士の連携・情報共有の場について検討する必要があると分かりました。関係機関の連携強化を図っていくとともに、子どもの貧困について地域における理解の推進に努め、地域全体で子どもを育てる・見守る意識を醸成していきます。

指 標	現 状 (作成時点)	目 標 (令和6年度)	担 当
乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の訪問割合	92.6% (令和2年度)	92.8%	健康増進課
福祉の総合相談窓口の設置 【新規】	未設置 (令和3年度)	設置	福祉総務課
子育て世代包括支援センター相談件数	窓口相談 1,640 件 電話相談 2,098 件 (令和2年度)	窓口相談 1,870 件 電話相談 2,480 件	健康増進課 子ども家庭総合支援センター
地域子育て支援拠点利用者数 (延べ人数)	25,723 人 (令和2年度)	80,231 人	子ども支援課

① 妊娠期から切れ目のない支援の充実

生活に困難を抱える世帯は、経済面以外にも複合的な問題を抱えている実態が多く見受けられます。こうした問題を解決していくためには、必要な情報の共有や関係機関との連携を図ることが重要であり、横断的な支援を行うことが望ましいと考えます。また、生活困窮を含めた家庭内の課題を早期に把握するためには、妊娠・出産期からアプローチし、切れ目のない継続した視点でのサポートが求められます。これらのことを踏まえ、一体的な支援を行うことのできる相談窓口の充実、妊娠・出産期からの積極的なアプローチを図っていきます。

◎は新規事業

	事業名	内容	担当
1	子育て家庭のワンストップ相談窓口	妊産婦の心配事や家庭での子どものしつけ、行動に関する子育ての悩みなど妊娠期から子育て期の相談、ひきこもりなどの若者に関する相談に専門の相談員がワンストップで対応します。	子ども家庭総合支援センター
2	子育て世代包括支援センター（あげお版ネウボラ）	妊活・妊娠から子育て期にわたり、切れ目のないサポートの充実を図ります。妊娠・出産・育児に関する悩みごとの相談に対し、助産師などの資格を持つ専任のコーディネーターがサポートを行います。	子ども家庭総合支援センター 健康増進課 子育て支援センター
3	妊産婦・新生児訪問、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）、乳幼児への支援訪問	保健師・助産師等が、妊産婦・新生児、乳幼児を対象に訪問を行い、健康状態の確認及び発育発達への支援、育児に関する相談に対応し、妊娠期から切れ目ない支援を行います。	健康増進課 子ども家庭総合支援センター
4	訪問型支援（養育支援訪問事業、訪問型子育て支援事業）	産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題によって子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や虐待の恐れのある家庭等、養育支援が特に必要な家庭に保健師や保育士等が訪問し、家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図ります。また、子育ての悩みを抱える家庭へアウトリーチを展開してまいります。	子ども家庭総合支援センター 健康増進課 子育て支援センター
5 ◎	福祉の総合相談窓口の設置	支援を必要とする人が必要な福祉サービスを適切に利用できるよう、介護や認知症、障害、子育てなど、さまざまな困りごとについて、気軽に相談できる環境を整備します。	福祉総務課
6	子どもショートステイ事業	保護者の疾病や仕事、冠婚葬祭等の理由で子どもの養育が一時的に困難になった場合や身体的精神的負担の軽減が必要な場合に、子どもを児童養護施設等で一時的に預かります。	子ども家庭総合支援センター
7	産前産後ヘルパー派遣事業	日中家事又は育児を行う人が本人のほかにはない支援を必要とする妊産婦を対象にヘルパーを派遣し、家事支援及び育児支援を行います。	子ども家庭総合支援センター

② 地域における子育て支援

子どもの貧困問題の解消を目指すためには、社会全体の理解を深めるとともに、地域や社会が一丸となって取り組んでいく姿勢が求められています。地域住民や民間の企業・団体が、それぞれの立場から主体的に参画できるよう、協力体制を整えていきます。また、生活困窮を含めた困難を抱える家庭の中には、児童虐待やヤングケアラーなどの複合的な問題を抱えるケースが多いことが、ヒアリング調査においても確認されています。このことから、地域での見守り活動など、周囲の方々の「気づきの目」を大切に、必要な支援につなぐための体制づくりを行っていきます。

	活動名、事業名	内 容	担 当
1	地域子育て支援拠点事業	市内 13 か所にある地域子育て支援拠点において、子育て中の親子が気軽につどい、相互交流を行う場を提供します。また、子育ての不安や悩みの相談に応じます。	子ども支援課 子育て支援センター
2	コミュニティ・スクール推進事業	学校・家庭・地域が一体となり、より良い教育の実現に取り組むため、保護者や地域の方々が、学校運営協議会を通じて学校運営に参画します。学校応援団の活動を支援し、学校の活性化と家庭・地域の教育力の向上を図ります。	指導課
3	子ども支援ネットワーク (要保護児童対策地域協議会) 内の連携強化	子育てに悩む保護者や、虐待を受けている子どもを発見し、予防・早期対応を図るため、関係機関・団体等と連携し、適切な支援を行います。	子ども家庭総合支援センター 保育課 障害福祉課 健康増進課 人権男女共同参画課 青少年課 指導課 消防本部
4	上尾市子ども・若者支援 地域協議会内の連携強化	不登校・ひきこもり・ニート等、さまざまな問題を抱える子ども・若者への支援や相談について、それぞれの関係機関が連携し、効果的かつ円滑な支援を行います。	子ども家庭総合支援センター 指導課 教育センター 子ども支援課 発達支援相談センター 青少年課 福祉総務課 生活支援課 障害福祉課 健康増進課 人権男女共同参画課 少年愛護センター 商工課

5	見守りネットワーク活動の推進	地域住民や登録事業者との連携、協力により、地域ぐるみの見守り体制を推進します。地域における「気づきの目」を支援につなげる体制を強化します。	福祉総務課 子ども支援課 障害福祉課 生活支援課 健康増進課
6	活動団体への支援	子どもやその保護者を支援する活動を行う団体に対し、バックアップができるよう、体制を整えることを目指します。 ※生涯学習サークル・グループに関する情報提供及び立ち上げ支援（生涯学習課） ※各地区での親子のつどい等の活動支援（健康増進課） ※市民活動支援センター	生涯学習課 健康増進課 市民活動支援センター

③ 地域における学習機会の創出

市民の参画を得ながら、多様な人材交流や子どもの貧困に対する理解を深める機会を提供し、地域理解の推進に努めます。

◎は新規事業

	事業名	内容	担当
1 ◎	子どもの貧困に対する理解・把握	学校運営協議会やPTA活動を通じて学校・家庭・地域が一体となり、子どもの貧困に対する理解・把握を深めます。	指導課
2 ◎	主任児童委員連絡会における研修	「子どもの貧困理解」をテーマとした研修を実施します。	福祉総務課

